

歴史 の風

ふくおか 文化財だより

Vol.2

2016年5月特集号

『歴史の風』は偶数月に発行して
いますが、今月は特集号として、
新指定文化財をご紹介します。

→ 新たに3件を市の文化財に指定！

福岡市は、平成24～26年度にかけて調査した博
多区祇園町^{まんぎょうじ}の萬行寺の所蔵資料のうち、特に重要な
3件を、平成28年3月に市の文化財に指定しました。

① 繊細な技法に彩られた鎌倉仏 一木造阿弥陀如来立像^{もくぞう あ み だ に よ ら い り ゅ う ぞ う}

この仏像は、鎌倉時代の仁治三
年^{ほつきょう}(1242)に法橋快成^{かいせい}（^{かいじょう}、または
かいじょう）が制作したものです。

快成は、おもに畿内で活動した仏
師で、彼の作品には国の重要文化
財に指定されたものもあります。

さて、どうして、この仏像の制作年
や作者が明らかになったのでしょうか？
実は、像の底部から銘文がみつかっ
たからです。銘文は朱漆で「仁治三
年九月十五日 法橋快成^{しゅうるし}」と記さ
れていました。



【木造阿弥陀如来立像】

かのう

② 狩野派最盛期の本格的な水墨画

しほんぼくが うめ はと とうばふすいどうず ろつきよくびょうぶ
一紙本墨画 梅に鳩・東坡風水洞図 六曲屏風一

この「梅に鳩図」と「東坡風水洞図」の対になる2つの屏風は、狩野派の絵師・狩野重信が制作したものです。制作時期は、安土桃山時代の終わり頃と推定されます。

2つの屏風には、画が完成したときに作者が押す「落款」の印が残されていたため、作者や制作年代が明らかになりました。



【落款印】



【梅に鳩図】



【東坡風水洞図】

Q：「六曲屏風」ってどういう意味？

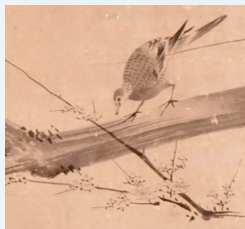
A：「曲」は屏風を折りたたんだ時の面を数える単位。
この屏風は6つの面を持つから、「六曲」屏風というんだ。



しかさん

(埋蔵文化財センター
キャラクター)

「梅に鳩図」は、太く力強い梅の幹と、幹から勢いよく伸びた枝に止まる五羽の鳩を、ダイナミックに表現しています。



【梅に鳩図】※一部拡大

「東坡風水洞図」は、中国の詩人蘇軾（東坡、画面右）が、友人の李節推（画面中央）に会いにゆく場面を表しています。この図にも梅が登場し（画面左）、馬が木を揺らして散った花びらが水面に浮かぶ様子を描いています。

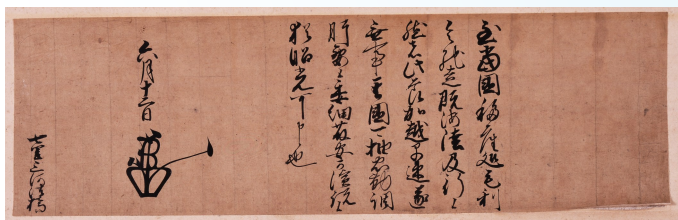


【東坡風水洞図】※一部拡大

③ 博多最古の浄土真宗寺院に 伝わる資料群

まんぎょうじしりょう 一萬行寺資料一

萬行寺に伝わる数多くの資料のうち、絵画1点、書跡4点、古文書21点の合計26点が、「萬行寺資料」として一括指定されました。古文書には、足利義昭や黒田長政など、歴史的な著名人の書状も含まれています。由緒ある萬行寺の歴史の重みを物語る資料群です。



ごないしょ
【足利義昭御内書】（天正四年〔1576〕）

※「御内書」とは将軍の意思を伝える文書のこと。日付の下には、義昭の花押（サイン）があります。

→ 480年の歴史をもつ萬行寺

今回指定された文化財を所蔵する萬行寺は、博多区祇園町に所在する浄土真宗本願寺派ほんがんじの寺院です。



その歴史は、蓮如上人れんにょしょうにんに帰依した山城国山科郷きえ やましろ やましな（現在の京都市）の住人しちり はやと、七里隼人くうしょう（出家して空性）が、戦国時代の享禄二年きょうろく（1529）に九州へ下向し、博多に開いた道場を起源とします。

以後、博多で最古の浄土真宗寺院として、筑前国における浄土真宗の展開に重要な役割を果たしました。

※萬行寺の所蔵文化財は、一般には公開されていません。



萬行寺の新指定文化財について
さらに知りたい方はホームページまで！

[http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/
news/detail/101](http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/news/detail/101)



→ 文化財はどうやって指定される？

文化財とは、私たちの歴史や文化を伝え、理解するための貴重な財産です。国、県、市は、それぞれが重要な文化財を指定・登録して、文化財を保護しています。

指定・登録は、文化財としての価値を調べる専門的な調査を行ったうえで、福岡市の附属機関である「福岡市文化財保護審議会」に諮問され、その答申を得て行われます。

市指定文化財には、平尾山荘や黒田家墓所（史跡）、福岡城跡の名島門（建造物）、市登録文化財には旧福岡市動物園正門（建造物）などがあり、市内各地で見学することができます。



【市指定史跡・平尾山荘】（中央区平尾）

Q：指定文化財と登録文化財の違いは？

A：登録文化財は、きびしい規制がある指定文化財と違って規制がゆるやかで、外観を大きく変えなければ、改修や改装も認められる。例えば、近代の建造物を改装して、店舗として利用することもできるよ。



しかさん

文化財の詳細な情報は、

「福岡市の文化財」ホームページをご覧ください。

→ 市指定・登録文化財はいくつある？

平成28年3月現在、市が指定・登録した文化財は、あわせて241件になりました。ちなみに、国、県の指定・登録文化財をあわせると、なんと467件に！

市では、今後も文化財の保存・活用を進めていきます。

区 分	指定文化財		登録文化財		
	件数	員数	件数	員数	
有形文化財	建造物	15	15	18	18
	絵 画	16	43	0	0
	彫 刻	23	42	0	0
	工芸品	21	21	0	0
	書跡・典籍・古文書	29	1,250	0	0
	考古資料	57	1,150	0	0
	歴史資料	6	1,054	0	0
	小 計	167	3,575	18	18
無形文化財	4	4	0	0	
民俗文化財	有 形	14	246	0	0
	無 形	19	19	0	0
	小 計	33	265	0	0
記念物	史 跡	14	20	0	0
	名 勝	2	2	0	0
	天然記念物	3	864	0	0
	小 計	19	886	0	0
合 計	223	4,730	18	18	

福岡市

経済観光文化局文化財部

住所：福岡市中央区天神 1-8-1

TEL: 092-711-4666 FAX: 092-733-5537

文化財の保存・管理・整備・活用に関すること

文化財保護課 TEL:092-711-4666

福岡城跡と鴻臚館跡に関すること

大規模史跡整備推進課 TEL:092-711-4784

埋蔵文化財の発掘調査・手続きに関すること

埋蔵文化財課 TEL:092-711-4667

埋蔵文化財センターに関すること

埋蔵文化財センター TEL:092-571-2921

ホームページ 福岡市の文化財

<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>

